

学部学生（外国人留学生を除く）

JASSO【高等教育の修学支援新制度】
令和6年度 10月在学採用 申請書類確認票
※この確認票も要提出

所属学部等	年次	学籍番号	申請者氏名(フリガナ)
			()

申請に必要な書類は以下のとおりです。書類が整ったものについて、「整備」欄に○を付してください。

提出条件	整備	書類の種類・名称等
I 必須		申請書類確認票(この用紙)
		給付奨学金確認書(原本)
		スカラネット入力下書き用紙
		「通帳のコピー」銀行名、支店名、口座名義が確認できる箇所のコピー ※貼り付けない
		学修計画書
		授業料等減免申請書
II 該当する場合は必須		マイナンバー提出書(※直接 日本学生支援機構に簡易書留で郵送してください。)
		「成績証明書」(本学指定様式。新入生が提出)
		給付奨学金 提出書類送付表(該当者のみ)
		「在留カード」(コピー可)「住民票の写し」(原本)等
		「施設等在籍証明書」(施設長発行)「児童(里親)委託書」(児童相談所発行)「措置解除決定通知書」(児童相談所発行)
		マイナンバーに代わる提出書類
III その他		海外居住者のための収入等申告書
		その他参考となる証明書()
		その他参考となる証明書()

【申請にあたっての注意事項】

- ・提出書類は一切返却できません。問い合わせに迅速に対応できるよう必ずコピーを保管してください。
- ・昭和地区及び桐生地区(太田地区含む)に申請する場合は、申請書類の原本とそのコピー一式(上記の保管用とは別に準備)を提出してください。
- ・書類が不備な場合は申請を受けできませんので、書類をよく確認してから提出してください。

JASSO【高等教育の修学支援新制度】令和6年度10月在学採用 申請要領

【高等教育の修学支援新制度について】

1. 概要

高等教育の修学支援新制度は、以下の2つの支援を行う制度です。

・給付奨学金(原則返還不要)

・授業料(新入生は入学料※含む)減免 ※入学料減免は、入学後3か月以内に申請し認定を受けた学生が対象です。

この新制度による支援を受けるには、まず日本学生支援機構(JASSO)の給付奨学金に申請し、採用されることが必要です。採用された給付奨学金の支援区分により、授業料等の減免額が決定されます。支援額は世帯収入に応じて4つの区分があります(「3. 支援額」参照)。

原則、毎年、春(一次採用)と秋(二次採用)に募集があります。既に給付奨学生となっている人は在学採用に申し込む必要はありません。

※一度不採用となった場合でも、その後の在学採用にまた申し込むことができます(毎年6月頃に住民税情報が更新されるため、4月に不採用だった場合でも、秋に申し込めば採用される場合があります)。

2. 対象者

対象者は、新たに入学又は進級する学部学生で、学力基準及び家計基準などの条件を満たす人が対象です。大学院生及び留学生は本制度の対象外です(在留資格が「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び一定の要件を満たす「家族滞在」の人は申請可能です)。

なお、高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から大学へ入学した日までの期間が2年を経過していない人が対象です(例:2022年3月に高等学校等を卒業 → 2024年度末までに大学等へ入学した人)。

(1) 学業成績等に係る基準

① 1年生は、次のア～ウのいずれかに該当すること

ア 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること

イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

ウ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

② 2年生以上は、次のア、イのいずれかに該当すること

ア GPA(平均成績)が在学する学部学科における上位1/2の範囲に属すること

イ 修得した単位数の合計数が標準単位数以上であり、かつ、将来社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

※標準単位数=卒業に必要な単位数／修業年限×申請者の在学年数

(2) 家計に係る基準

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。

① 収入基準

第Ⅰ区分 本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

第Ⅱ区分 本人と生計維持者の支給額算定基準額※の合計が100円以上25,600円未満であること

第Ⅲ区分 本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

第Ⅳ区分 本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること

※支給額算定基準額(a)=課税標準額×6%-(調整控除額+調整額)(b)(100円未満切り捨て)
収入基準の選考は、提出されたマイナンバーにより取得した税情報をもとに日本学生支援機構が行います。
また、本人が早生まれの場合に、同じ年度で同じ学年の早生まれでない者と扶養控除の取扱いが同じになるよう家計基準の審査を行います。

詳しくは、日本学生支援機構進学後(在学採用)の給付奨学金の家計基準を参照してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html>

なお、機構ホームページに掲載されている「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するかおおよその目安として確認ができます。※シミュレーション結果は、実際の選考結果と異なることがあります。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

② 資産基準

本人と生計維持者の預貯金、有価証券、現金等の資産(不動産、負債は対象としない)の合計額が基準額未満であること(生計維持者が1人の場合:1,250万円未満、2人の場合:2,000万円未満)

※資産に関する証明書(通帳の写し等)の提出は不要です。

(3) その他の基準

① 大学等への入学時期等に関する要件

次のア～ウのいずれかに該当する人

ア 高等学校を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない者又はこれに準ずる者

イ 高等学校卒業程度認定試験の受験資格を取得した年度(16歳になる年度)の初日から認定試験合格者となった日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない者(5年経過後、毎年度認定試験を受験していたものを含む)であって、認定試験合格者となった日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していないもの

ウ 以下のa～cのいずれかに該当する人(その他、外国の学校教育の過程を修了した人など)

a 学校教育法施行規則第150条に該当する高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

(i) 外国において学校教育における12年の過程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定した者

(ii) 文部科学大臣が高等学校の過程と同等の過程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(iii) 文部科学大臣の指定した者

b 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

(i) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(ii) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる専修学校において、高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認めた者

c 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、入学した日が20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までの者

(i) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認めた人であって、18歳に達した者

(ii) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した人に準ずる学力があると認めた人であって、18歳に達した者

② 在留資格等に関する要件(日本国籍でない場合)

外国籍の人は、在留資格等によっては申込みができない場合があります。

申込みを行う際は、在留資格及び在留期限(在留期間の満了日)(法定特別永住者及び永住者の場合を除く)を申告し、支給対象となる在留資格であることの証明書を提出する必要があります。

在留資格等	提出書類
法定特別永住者	
永住者	
日本人の配偶者等	
永住者の配偶者等	
定住者 (将来永住する意思のある人)	<ul style="list-style-type: none"> ・「在留カード」(コピー) ・「特別永住者証明書」(コピー) ・「住民票の写し」(原本) 等, 在留資格・在留期間が明記されているもの (いずれか1点)

家族滞在 (「日本の小学校等, 中学校等及び高等学校等を卒業していること」又は「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり, 日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し, かつ, 日本に定着して就労する意思がある人)	<p>上記に加えて, ・「出入国記録の写し」(原本) ※ここでいう出入国記録は, 小学校を卒業する年齢の前に日本に入国したことを証明する書類として, 申込者が出入国在留管理庁に開示請求を行い, 取得した記録をいいます。</p>
--	---

※上記以外(「留学」等)の場合, 支給の対象となりません。

3. 支援額

支援区分	給付奨学金		授業料免除 (各学期)	入学料免除 (新入生のみ)
	自宅通学	自宅外通学		
第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	全額免除 (267,900円)	全額免除 (282,000円)
第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	2/3免除 (178,600円)	2/3免除 (188,000円)
第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	1/3免除 (89,300円)	1/3免除 (94,000円)
第Ⅳ区分 (多子世帯)	7,300円 (8,400円)	16,700円	1/4免除 (66,975円)	1/4免除 (70,500円)

※生活保護(受けている扶助の種類は不問)を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は, 上表のカッコ内の金額となります。

※自宅外通学とは以下の①～⑤のいずれかに該当し, かつ, 申請者が生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。

- ① 実家から大学までの通学距離が片道60km以上(目安)
- ② 実家から大学までの通学時間が片道120分以上(目安)
- ③ 実家から大学までの通学費が月1万円以上(目安)
- ④ 実家から大学までの通学時間が片道90分以上であって, 通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下(目安)
- ⑤ その他やむを得ない特別な事情により, 学業との関連で, 実家からの通学が困難である場合

※奨学金振込日は, 原則毎月11日です(4月は21日, 5月は16日)。振込日が金融機関休業日の場合は, 前営業日。

【給付奨学生受給中の第一種奨学生の貸与月額(併給調整】

新制度による給付奨学生と併せて日本学生支援機構(JASSO)の第一種奨学生の貸与を受ける場合、給付奨学生の支援区分に応じて第一種奨学生の貸与月額が調整されます。この場合、貸与奨学生の申込時に選択した貸与月額や貸与中の月額から減額又は増額されることがあります。併給調整については、以下を参照してください。

給付奨学生と併せて受ける場合の貸与月額(JASSO)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html

4. 採用後の手続き

採用後は、以下のような給付奨学生の手続きがあり、大学からの指示に従い期限内に手続きを行っていただきます。それぞれの手続きを怠ると、支援(給付奨学生と授業料減免)が打ち切りとなる場合がありますので、注意してください。詳細は全学Gメールで連絡します。

(1)「自宅外通学であることの証明書類」の提出(自宅外選択者のみ)

採用後、「自宅外通学であることの証明書類」を提出します。自宅外月額の支給を受ける人は、採用後、アパートの「賃貸借契約書」や「入寮許可証」等のコピーを提出する必要があります。

(2)在籍報告

在籍状況や通学形態等について、定期的(4月・10月)にインターネット(スカラネット・パーソナル)で報告する必要があります。期限までに報告がないときは、給付奨学生の支給が止まります。

(3)給付奨学生継続願の提出

給付奨学生の継続を希望するかどうかを毎年1回、インターネット(スカラネット・パーソナル)で提出する必要があります。期限までに提出がないときは、給付奨学生の支給が止まります。

(4)適格認定(家計・学業成績)

給付奨学生支給中、毎年2回の適格認定が行われます。夏季に家計状況、年度末には学業成績により受給基準を満たすか否かが判定され、その結果に従い次学期の支援額が決まります。

年度末の学業成績による適格認定において、成績不良のため、日本学生支援機構が定める基準を満たさない場合には、「警告」や「廃止」という措置がとられます。「警告」となった場合は、次年度も成績が向上せず続けて「警告」となると「廃止」となります。「廃止」となった場合は、次年度以降の給付奨学生及び授業料免除が受けられません。廃止からの復活や再申請はできません。さらに、著しく成績不良である場合は、遡って認定を取り消され、給付奨学生の返還を求められる場合があります。

ただし、連続警告による廃止の場合、連続警告の2回目の警告事由が「GPA等が学部等における下位1/4の範囲に属する場合」のみに該当する場合は、従来は「廃止」の措置となっていたところ、令和5年10月の改正により、次の適格認定において学業成績が「継続」相当の場合、支援の再開が可能となりました。なお、該当者は大学から本人に連絡します。

適格認定は、給付奨学生が手続きする必要はありません。

5. 注意事項

(1)給付奨学生として採用後は、自己都合により採用を取り消すことはできません。

(2)申込情報に誤りがあることが判明した場合には、採用後であっても認定が取り消されることがあります。

(3)学校処分により退学・除籍・無期停学又は3か月以上の停学処分を受けた場合、学業成績が著しく不良でやむを得ない事由がない場合は、給付奨学生としての資格を失い支援(給付奨学生と授業料減免)が打ち切られ、併せて、支給済みの給付奨学生の返還を求められます。

【申請手順等について】

6. 申請から結果通知までの流れ

(1)申請資格の確認

日本学生支援機構の給付奨学生の申請資格があるか、機構ホームページで確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

また、進学資金シミュレーターで給付奨学生の収入基準に該当するか、おおよその確認ができます。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

(2)大学への資料請求(給付奨学生案内及びマイナンバー提出書)と申請書類提出

本学ホームページにて必要事項を入力した方に日本学生支援機構「在学採用給付奨学金案内」及び「マイナンバー提出書」のセットを郵送します(資料請求期限 8月19日(月)まで)。

案内を受け取ったら、「郵送受付期間及び提出先」を確認し期限までに申請書類を担当窓口に提出してください(簡易書留又はレターパック)。原則として、期限を過ぎての受け付けはできません。

(3)スカラネット入力とマイナンバー提出書郵送

スカラネット下書き用紙の内容を大学で確認した後、スカラネット下書き用紙を申請者に返送します。併せて、スカラネット入力に必要な識別番号を送りますので、スカラネット入力を済ませてください。スカラネット入力から1週間以内にマイナンバー提出書を日本学生支援機構に直接郵送してください(ポスト投函不可。必ず郵便局窓口から簡易書留により郵送すること)。

(4)審査結果について

授業料減免の審査結果は、12月中旬頃に、Gメールアドレスに通知する予定です。

審査結果が2/3額、1/3額、1/4額免除または不許可の場合は、1月下旬に支払いが必要です。

7. 申請書類

(1)申請者全員が提出するもの(提出必須)

①給付奨学金確認書(原本) 提出先→各地区担当係(提出期限 9月6日(金)郵送必着)

給付奨学金案内の記入例を見ながら、記入して提出してください。記入欄の上に記載されている内容をよく確認すること。学校番号は記入する必要はありません。

②スカラネット入力下書き用紙 提出先→各地区担当係(提出期限 9月6日(金)郵送必着)

本学ホームページに掲載されている見本を参考にしてスカラネット入力下書き用紙に記入し、本紙を郵送してください。内容について質問があるので、コピーを手元に保管すること。大学で内容を確認後、スカラネット入力用のIDとPWをメールで通知します。

【重要】スカラネット入力期限 9月11日(水) 23:59 厳守

③通帳のコピー(糊付けしないでください) 提出先→各地区担当係(提出期限 9月6日(金)郵送必着)

申請者本人名義の奨学金振込口座の通帳のコピーを提出してください。通帳を1枚めくった銀行名・支店名・口座名義が表示されている箇所のコピーをとってください。紙の通帳がない場合には、口座番号連絡書等の口座情報がわかるものを提出してください。※学生本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座は不可。

【以下の金融機関は利用できません】

農協、信託銀行、外資系銀行

インターネット専業銀行(楽天銀行、PayPay銀行等)

その他一部の銀行(SBI新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行等)

④学修計画書提出先 →各地区担当係(提出期限 9月6日(金)郵送必着)

明確な進路意識と強い学びの意欲をしっかりと見極めるため、学修計画書を提出してください。

(様式は、(申請書類)【本学ホームページに掲載】)

⑤成績証明書(新入生のみ)提出先 →各地区担当係(提出期限 9月6日(金)郵送必着)

ア 学部1年生は本学ホームページに掲載されている本学指定様式の成績証明書を提出してください。発行には時間を要しますので、余裕をもって高校に依頼すること。

イ 編入生は、出身大学等の学業成績証明書を提出。

⑥授業料等減免申請書 提出先→各地区担当係(提出期限 9月6日(金)郵送必着)

本学ホームページに掲載されている様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ提出してください。

⑦マイナンバー提出書提出期限 スカラネット入力後1週間以内に提出 最終提出期限9月20日(金) 厳守

スカラネット入力後1週間以内に「マイナンバー提出書」を、直接、日本学生支援機構に郵送してください。

専用封筒(簡易書留)での郵送となりますので、必ず郵便局の窓口で手続きすること。

なお、マイナンバーの提出ができない場合は、下記にお問い合わせください。

【マイナンバー提出専用コールセンター】 0570-001-320(ナビダイヤル) 月～金 9:00～18:00

(2)「該当する場合は提出必須」の書類

⑧日本国籍でない場合 提出先 →各地区担当係(提出期限 9月6日(金)郵送必着)

群馬大学ホームページに掲載されている送付文及び在留資格・在留期間が明記されているものを提出してください(「在留カード(コピー)」や「住民票の写し(原本)」等)。詳細は給付金案内を参照してください。

⑨社会的養護を必要とする人提出先 →各地区担当係(提出期限 9月6日(金)郵送必着)

群馬大学ホームページに掲載されている送付文及び18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類を提出してください。詳細は給付金案内を参照してください。

令和6年度後期 授業料等(入学料含む)減免申請、入学料・授業料徴収猶予申請
受付期間及び提出先

学生区分		郵送受付期間 ※郵送必着
学 部	令和元年度(2019)以前入学者	経過措置(従来制度)・JASSO新制度 7月24日(水)～9月6日(金)
	令和2年度以降入学者 (令和3年度入学の編入学生含む)	JASSO新制度のみ 7月24日(水)～9月6日(金)
	外国人留学生	従来制度 7月24日(水)～9月6日(金)
大 学 院	教育学研究科 社会情報学研究科 情報学研究科	従来制度 7月24日(水)～9月6日(金)
	医学系研究科 保健学研究科 パブリックヘルス学環 医理工レギュラトリーサイエンス学環(昭和地区)	
	理工学府 医理工レギュラトリーサイエンス学環(桐生地区)	従来制度 7月24日(水)～9月13日(金)
	令和6年度10月入学者	～10月2日(水)

(注意)JASSO新制度……日本学生支援機構給付型奨学金の申請結果に応じて授業料減免となる制度

【提出先】

地区	所属学部・研究科	学年	担当係
荒牧	共同教育学部 (大学院・専攻科を含む)	全学年	学務部 学生支援課 学生生活係 〒371-8510 前橋市荒牧町4-2 TEL 027-220-7141 TEL 027-220-7144 TEL 027-220-7610 E-mail: kk-gkosei2@ml.gunma-u.ac.jp
	情報学部(大学院を含む) 社会情報学研究科	全学年	
	医学部	1年生	
	理工学部	1年生	
昭和	医学部	2年生以上	昭和地区事務部 学務課 学事・学生支援係 〒371-8511 前橋市昭和町3-39-22 TEL 027-220-7792 E-mail: kk-mgakumu7@ml.gunma-u.ac.jp
	医学系研究科 保健学研究科 パブリックヘルス学環 医理工レギュラトリーサイエンス学環 (昭和地区)	全学年	
桐生	理工学部	2年生以上	理工学部 学生支援係 〒376-8515 桐生市天神町1-5-1 TEL 0277-30-1042 E-mail: kk-kogaku4@ml.gunma-u.ac.jp
	理工学府 医理工レギュラトリーサイエンス学環 (桐生地区)	全学年	

【注意事項】

※ 郵送での提出を推奨します(受付期間内必着、簡易書留又はレターパックにて郵送)。封筒には申請する制度名(「授業料免除申請書類在中」等)を明記し担当地区あてに提出してください。入学料免除と授業料免除、入学料徴収猶予と授業料免除など、免除申請の併願をする場合、重複する様式及び証明書類については1部原本を提出することで、もう1部は写しの提出とすることが可能です(ただし、それぞれ第1号様式は原本を提出すること)。各地区担当窓口への持参も可。

※ 昭和地区・桐生地区(太田地区を含む)は、申請書類の原本とそのコピー一式(自身の保管用とは別に準備)を提出してください。

※ 入学料徴収猶予・授業料徴収猶予の申請を希望される方は、この期間中に申請してください。

※ 受付期限は、上記最終日17時15分まで必着です。郵送の場合、最終日の翌日以降に大学に届いた場合は受付できません。
ただし、最終日前日の消印が確認できれば期限を過ぎても受け付けます。

し、最終日前日の消印が確認できれば期限を過ぎても受け付けます。速達にする等、可能な限り期間内に提出できるようにしてください。

※ 期間内に提出が困難な場合は、事前提出を受け付けます。詳細は在籍学部で確認してください。

※ 申請者本人以外からの申請(保護者等の代理申請)はできません。

※ 大学からの問い合わせに迅速に対応できるよう、担当係の電話番号を登録しておいてください。